要綱様式第9号(第16条関係)

改善命令書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

森町長　　　　　　　　　　　　　印

　次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

　なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、森町長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

　また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、森町(代表者　森町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

1　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

2　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

3　確認の特例の有無(法第30条第2項に基づく申し出)

　　　　　　有　　　無　　(確認年月日・番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

4　認定に係る建築物の位置

5　申請の別

　　□建築物全体　　□住戸のみ　　□建築物全体と住戸の両方

6　認定建築主の氏名又は名称

7　命ずる措置

8　改善の期限

　　　　　　　年　　　月　　　日